

IFRS in Focus

IASBがIFRS第17号「保険契約」を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- 新基準は保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則を定めるもので、IFRS第4号「保険契約」を廃止する。
- 本基準は一般モデルについて明確にしつつ、これを直接連動の有配当保険契約について修正し、変動手数料アプローチと表現している。特定の条件を満たす場合には、保険料配分アプローチを使用して残存カバーに係る負債を測定することで、一般モデルが簡便化されている。
- 一般モデルは、将来キャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性を見積るために現在の仮定を使用し、市場金利、保険契約者のオプションと保証の影響を考慮して、その不確実性のコストを明示的に測定する。
- 保険商品の販売から生じる利益は、当初認識時に個別の負債の構成要素として繰延べられ、保険契約グループに集められる。そして、将来カバーに関連する仮定の変更による調整の後、保険者が保険カバーを提供する期間にわたり、定期的に純損益に計上される。
- 本基準の導入により、企業のプロセスとシステムに重大な変更をもたらし、財務、数理及びITを含む多くの部門間での協働が必要になる可能性がある。
- 本基準は2021年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。実務上不可能である場合を除き、本基準は遡及的に適用される。実務上不可能な場合は、修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチが適用される。

はじめに

プロジェクトの経緯

本基準は、1997年4月にIASBの前身の国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee) が開始したプロジェクトの成果物である。2004年3月、IASBはIFRS第4号を公表し、このプロジェクトのフェーズⅠを完成させた。しかし、IFRS第4号は、単一の包括的な基準が完成するまで、保険者に広範囲に多様な会計実務の使用を認める暫定的な解決策であることを意図していた。法域や商品に応じた会計実務の相違は、投資家やアナリストが保険会社の財務状態、業務成績、及びリスク・エクスポージャーを理解し、比較することを困難にしてきた。本プロジェクトのフェーズⅡは、これらの懸念に対応することを意図しており、新基準の公表により、IFRS第4号は取って代わられる。

目的

本基準の目的は、企業が発行する保険契約の権利と義

務を忠実に表現する目的適合性の高い情報を提供することを確保することである。IASBは保険者が保有する再保険契約を含め、すべての種類の保険契約の会計処理を行う単一の原則主義のフレームワークを提供することによって、既存の会計実務に存在する矛盾点や脆弱さを取り除くように本基準を開発した。また、本基準は保険者間の比較可能性を高めるため、表示と開示の要求事項を規定している。

IFRS第17号の主な特徴は何か？

本基準では、保険契約を一般モデル又はその簡便法である保険料配分アプローチ (Premium Allocation Approach : PAA) のいずれかで測定する。

一般モデルに適用される主な測定アプローチの特徴は以下の通りである。

- 将来キャッシュ・フローは常に現在の見積りと仮定である
- 測定は貨幣の時間価値を反映する

- 見積りは観察可能な市場と整合的な情報を最大限使用する
- 現在の明示的なリスクの測定
- 予想利益は繰延べられ、当初認識時の保険契約のグループに集められる
- 予想利益は、契約グループ毎に関連したキャッシュ・フローの仮定の変更を調整後、カバー期間にわたり純損益に認識される

見解

損害保険について最も重要な変更は何か？

既存の会計実務は法域により多様である。しかし、ほとんどの損害保険について、主な会計処理の変更は、発生保険金に係る負債の測定における割引と非財務リスクに対する明示的なリスク調整の導入と、これらの要素に含まれるあらゆる変動についてより一層透明性の高い報告を行うことである。PAAを使用することが適格である保険契約として、その多くは損害保険契約（例えば、自動車保険の一年契約）であることが予想される。PAAは、一般モデルにおける残存カバーに係る負債の会計処理を簡便化しているが、発生保険金に係る負債については簡便化していない。

生命保険について最も重要な変更は何か？

既存の会計実務は多様であるが、ほとんどの生命保険契約について、以下の事項が最も重要な財務報告に係る変更であると予想される。

- 商品種類により異なる会計モデルではなく、すべての保険契約に単一の会計モデルが導入される
- 仮定はロックインでなく、更新される
- 従前は完全に認識されていなかった保証とオプションの現在の価値の測定
- 財務リスク及び非財務リスクの影響、貨幣の時間価値、及びその他の見積りについてのより多くの情報
- 保険契約の特徴である場合を除き、将来の投資スプレッドを除外して、保険契約負債の特性を反映した割引率を設定
- 収益及びサービスの成果に係る新たな表示
- 別個に償却する仕組みに代わる、保険契約測定の一部を構成する新契約費の繰延べ

範囲

企業は、発行した保険契約（発行した再保険契約を含む）、保有する再保険契約、及び企業が保険契約を発行している場合には裁量権のある有配当性を伴う投資契約に、本基準を適用しなければならない。

固定料金の契約

保険契約の定義を満たす契約には、固定料金でサービスを提供することを主な目的とする契約が含まれる。企業がIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用を選択し、かつ以下のすべての条件を満たす場合を除き、この契約は本基準の範囲に含まれる。

- 企業が顧客との契約の価格設定時に個々の顧客に関連したリスク評価を反映しない
- 顧客に現金を支払う代わりに、顧客にあるサービスを提供して補償する契約である
- 契約によって移転した保険リスクは、サービスのコストに対する不確実性から生じるのではなく、主に顧客がサービスを利用することから発生する

見解

このような契約の例としては固定料金のロードサイド・サービスが該当する可能性があり、この場合の保険リスクは、車両の故障のコストではなく、その頻度から生じ、車両の牽引及びその他のサービスの提供を通して補償される。

裁量権のある有配当性を有する投資契約

裁量権のある有配当性を有する投資契約は金融商品であり、重要な保険リスクの移転を含まない。それは、その発行者が保険契約も発行する場合にのみ、本基準の範囲に含まれる。本基準は、このような投資契約のために、その要求事項を一部修正している。

保険契約から構成要素を分離する

保険契約には、個別の契約であった場合には他の基準書の範囲に含まれるような別個の構成要素がひとつ又は複数含まれていることがある。本基準は、非保険要素が区別できる場合に、主契約である保険契約から分離するための規準を含んでいる。分離すべき組込みデリバティブが存在するか、かつ、このようなデリバティブの会計処理方法を決定するために、IFRS第9号「金融商品」を適用しなければならない。多くの保険契約には、保険事故の発生と関わりなく保険契約者に支払われる金額と定義される、投資要素が含まれる。投資要素を区別できる場合、保険契約の主契約から分離される必要があり、分離された要素はIFRS第9号に基づいて会計処理される。非保険の財及びサービスを販売する区別できる義務は、主契約である保険契約から分離され、IFRS第15号に基づいて会計処理される。

集約のレベル

企業は保険契約のポートフォリオを識別しなければならない。ポートフォリオは、類似のリスクで一括して管理される契約で構成される。特定の商品ラインの範囲に含まれる、例えば、自動車保険のような、保険契約は類

似したリスクであることが予想され、一括で管理されていれば、同一のポートフォリオに含まれることになる。

ポートフォリオに含まれるすべての保険契約について、企業は以下のグループに分割しなければならない。

- 当初認識時に不利である契約グループ
- 当初認識時に不利となる重大なリスクがない契約グループ
- ポートフォリオに残存する契約グループ

企業は、上記で要求される以上にポートフォリオをグループに細分化することが認められる。しかし、グループには1年以上離れて発行された契約を含めることができない。

価格又は給付水準を保険契約者の特性に応じて設定する企業の実務上の能力を法律又は規制により制限されているという理由のみにより、あるポートフォリオ内の契約が他のグループに分類されてしまうのであれば、企業はこれらの契約を同一のグループに含めることができる。

グループは契約の当初認識時に設定され、事後的に再評価されない。

企業は、発行された保険契約と類似した方法で保有する再保険契約のポートフォリオを分割しなければならない。ただし、不利な契約は、企業が当初認識時に純利得のある再保険契約を購入したものと読み替える。保有する再保険契約のグループに含まれる契約はひとつである可能性がある。

見解

保険契約の集約レベルに関する要求事項は、測定に関する要求事項のほとんどを契約のグループレベルに適用することの適用上の複雑性を軽減するために、当初の提案と比較して簡便化された。それにもかかわらず、これは基本準を導入する際の最も困難な課題の1つとなる。

認識

企業は発行した保険契約に対して、以下の最も早い時期に保険契約グループを認識しなければならない。a) カバー期間の開始時、b) 保険契約者の最初の支払期限が到来した日、c) 契約グループが不利となった時。

測定

一般モデル

当初認識時に、企業は履行キャッシュ・フローと契約上のサービスマージン（CSM）の合計金額で契約グループを測定しなければならない。履行キャッシュ・フロ

ーは、将来キャッシュ・フローの見積り、貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローに関連した財務リスクの調整、ならびに、非財務リスクに係るリスク調整で構成される。

企業はグループにおけるそれぞれの契約の境界の範囲内にあるすべてのキャッシュ・フローを含めなければならない。将来キャッシュ・フローの見積りは、現在のものであり、明示的で、偏りのない方法で、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して過大なコスト又は労力をかけずに、企業に対して利用可能なすべての情報を反映しなければならない。関連する市場変数の見積りが観察可能な市場価格と整合していることを前提として、企業の視点が反映される必要がある。

キャッシュ・フローの見積りに適用される割引率は、貨幣の時間価値（TVM）、キャッシュ・フローの特性及び保険契約の流動性の特性を反映しなければならない。この割引率は保険契約とキャッシュ・フローの特性が一致する金融商品の観察可能な市場価格と整合していなければならないが、保険契約に影響しないリスクを反映してはならない。

将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りは、非財務リスクより生じる将来キャッシュ・フローの金額及び時期について、不確実性を負担する企業が要求する対価を反映するように調整される。

履行キャッシュ・フローは、契約を発行する企業の債務不履行リスク、すなわち自己の信用リスクを反映してはならない。

CSMは未稼得利益（unearned profit）を表し、企業が将来のサービスを提供するにつれて認識される。CSMは当初認識時に、契約のグループが不利である場合を除き、(a) 当初認識時の履行キャッシュ・フローの金額、(b) 契約獲得キャッシュ・フローとして認識された資産又は負債を当初認識日に認識を中止した金額、(c) 当初認識日にグループ内の契約から生じるキャッシュ・インフローとアウトフローの金額、から構成される金額で測定され、収益又は費用は認識されない。CSMはマイナスにはなり得ない。その場合には、契約が不利であることを示している。

事後の各報告期間の末日に、残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債を合計して、保険契約グループの帳簿価額が再測定され、算定される。

残存カバーに係る負債は、将来のサービスに関連する履行キャッシュ・フローに、未稼得のCSM測定値を加えた金額で構成される。発生保険金の処理及び支払に係る負債は、過去のカバーサービスから生じる。これには既発生未報告（IBNR）に係る負債が含まれる。

企業は、下表のように、残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債を区分して、帳簿価額の変動を純損益に認識しなければならない。

	残存カバーに係る負債の帳簿価額の変動	発生保険金に係る負債の帳簿価額の変動
保険収益	<ul style="list-style-type: none"> ● 当期に提供されたサービスによる残存カバーに係る負債の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当なし
保険サービス費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 不利な契約グループの損失及びその損失の戻入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当期に発生した保険金及び費用による負債の増加 ● 発生保険金及び発生費用に関連する履行キャッシュ・フローの事後の変動
保険金融収益又は費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 時の経過に起因する貨幣の時間価値による影響 ● 財務リスクに関連する仮定の変更による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ● 時の経過に起因する貨幣の時間価値による影響 ● 財務リスクに関連する仮定の変更による影響

不利な契約

当初認識時において、履行キャッシュ・フロー、以前に認識された契約獲得キャッシュ・フロー、及び当初認識日に保険契約から生じたキャッシュ・フローの合計額が、正味でアウトフローとなる場合に、保険契約は不利になる。企業は不利な契約グループの正味アウトフローについて、純損益に損失を認識しなければならず、当該グループに係る負債の帳簿価額は履行キャッシュ・フローと等しくなり、当該グループのCSMはゼロとなる。

事後測定において、保険契約のグループが不利（又は更に不利）な契約となる場合、その超過額は純損益に損失として認識しなければならない。さらに、カバー期間前に認識された不利な金額がサービス費用の一部分として純損益に戻入れされるまで、CSMを増加できず、収益を認識することはできない。

直接連動の有配当性を有する保険契約（直接連動の有配当保険契約）

多くの保険契約は、保険リスクから生じる損失を補償することに加えて、保険者の投資リターンを保険契約者に配当することを認めている。有配当契約のすべてが直接連動の有配当契約の定義を満たさないが、直接連動の有配当契約は、以下の3つの規準を満たす必要がある。

- 契約条件に、保険契約者が基礎となる項目の明確に特定されたプールに対する定められた持分に参加している旨を明示している。
- 企業は基礎となる項目から生じる公正価値リターンの重要な持分に相当する金額を保険契約者に支払うことを見込んでいる。
- 企業が保険契約者に支払うことを見込んでいるキャッシュ・フローの重要な部分が、基礎となる項目からのキャッシュ・フローに対応して変動すると見込まれる。

直接連動の有配当保険契約には、基礎となる項目からサービスに対する変動手数料を控除した金額に相当する金額を保険契約者に支払う責任が発生すると理解されている。変動手数料は基礎となる項目の公正価値の企業の持分から、基礎となる項目に直接対応して変動しない保

険契約者に対する未払金を控除した金額から構成される（例えば、契約を履行するために支払われた費用）。一般モデルはこのような契約について修正されており、「変動手数料アプローチ（VFA）」と呼ばれている。これは、下記のCSMのセクションで説明する。

直接連動の有配当保険契約の定義を満たさない有配当契約は、間接連動の有配当契約と呼ばれ、一般モデルを使用して会計処理される。

CSMの事後測定

保険契約グループのCSMは、当該グループの未稼得の予想利益を表している。当初認識以降、CSMは一般モデル及びVFAアプローチに基づく、異なる方法で測定される。

一般モデル

報告期間の末日における契約グループのCSMは、期首残高にグループに追加された新規契約による影響（当該グループが報告期間と同じ12か月をカバーしていない場合）、ロックイン割引率で測定された発生計上した利息、将来の保険カバー又は他のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動、外貨換算差額、及び、当期におけるサービスの移転に関して純損益に認識された金額について、調整を加えた金額に等しい。

将来の保険カバー又は他のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動は、将来のサービスに関連することを前提に、非財務リスクに係るリスク調整の変動及び実績調整で構成される。実績調整は当初認識時に適用可能な割引率（ロックイン割引率）で測定され、以下で構成される。

- 将来のサービス及び関連性を有するキャッシュ・フローに関して、当期に受領した予想保険料と実際保険料の差額
- 残存カバーに係る負債における期待将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動額（貨幣の時間価値及び財務リスクに起因する見積りの変更を除く）
- 当期における投資要素支払額の予想値と実績値の差額

変動手数料アプローチ

直接連動の有配当保険契約について、CSMはグループに追加された新規契約による影響及び外国為替の変動による影響を調整する。また、基礎となる項目の公正価値に係る変動の企業の持分を調整に含めるが、この変動により生じる損失又はその損失の戻入れは調整の範囲に含まれない。将来の保険カバー及び他のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動は調整に含まれる（この変動により生じる損失又はその損失の戻入れは調整の範囲に含まれない）。一般モデルと異なり、VFAに基づく場合、直接連動の有配当保険契約は将来の保険カバーに関連すると考えられるため、貨幣の時間価値及び財務リスクに関連した見積りの変動が含まれる。これらのすべてを調整後、当期におけるサービスの移転によりCSMの一部は解放され、収益として認識される。この金額は、当期及び残存カバー期間にわたり、報告日末時点のCSM（配分前）を配分することにより算定される。

基礎となる項目の公正価値に相当する金額を保険契約者に支払う義務の変動、又は発生保険金と発生費用の見積りの変更は、将来のサービスに関係がないため、CSMを調整しない。

見解

いずれの保険負債の変動がCSMを調整し又は純損益に認識するのかを決定するための原則は、それらが過去又は将来のいずれのサービスに関連しているのかに基づく。例えば、実績調整の場合、過去のサービスに関連するものは、即時に純損益に認識されるが、一方で、将来のサービスに関連するものは、CSMを調整する。

VFAは直接連動の有配当保険契約の経済実態を密接に反映する。VFAは、直接連動の有配当契約の定義を満たす場合にのみ適用可能である。

保険料配分アプローチ

企業は、当初認識時において、PAAが一般モデルの近似であることを合理的に予想するという条件で、PAAを使用して契約グループの残存カバーに係る負債の測定を簡便化することが認められている。契約グループの開始時に、企業が保険金発生前の報告期間内に履行キャッシュ・フローに重大な変動を予想する場合、そのような契約にPAAを適用することは適格ではない。カバー期間が1年以下の契約には自動的にPAAについて適格となる。

PAAによる簡便法は、一般モデルに基づいて測定された契約グループの発生保険金に係る負債の測定には適用しない。しかし、この負債残高が保険金発生日から1年以内に支払い又は受取りが予想される場合に、これらのキャッシュ・フローを割引く必要はない。

PAAを使用する場合、残存カバーに係る負債は、当初認識時に受領した保険料から、もしあれば、契約獲得キ

ャッシュ・フローを控除した金額で当初認識しなければならない。これは事後的にグループの構成の変化及び契約獲得キャッシュ・フローの償却について調整され、カバー期間にわたって減額され収益として認識されるが、投資要素の支払額及び発生保険金に係る負債に移転されたものは控除される。

契約グループの保険契約が重大な財務要素を有する場合、残存カバーに係る負債を割引く必要がある。しかし、当初認識時に、保険契約がカバーを提供する期間と関連する保険料の支払期日の間が1年を超えないと予想される場合は、割引く必要はない。

PAAの適用において、当初認識時にカバー期間が1年を超えない場合に、企業は契約獲得キャッシュ・フローが発生した時期に費用として認識することを選択することができる。

見解

PAAは、契約カバー期間が1年以下である損害保険契約を引受ける損害保険者に、幅広く採用される可能性が高い。このアプローチは、容易に適用可能であり、こうした契約の現行の会計処理に類似している。

カバー期間が1年を超すものであれば、損害保険者はその契約についてPAAアプローチが一般モデルに基づく測定と合理的に同程度であることを確かめるために両方のアプローチを使用して、代表的なサンプルを測定することが必要となる可能性がある。

条件変更及び認識の中止

保険契約の条件変更

保険契約の条件が変更された場合、具体的な規準を満たす実質的な条件変更である場合に、企業は原契約の認識を中止し、条件変更後の契約を新規契約として認識しなければならない。

認識の中止

企業は、保険契約が消滅、あるいは実質的に条件変更された場合に、保険契約の認識を中止しなければならない。

財務諸表における認識と表示

財政状態計算書の表示

企業は、財政状態計算書に、次のグループの帳簿価額を区分して表示しなければならない。(a) 資産に計上された発行した保険契約、(b) 負債に計上された発行した保険契約、(c) 資産に計上された保有する再保険契約、(d) 負債に計上された保有する再保険契約。

財務業績の計算書の認識と表示

企業は、財務業績の計算書に認識される金額を、(保険収益及び保険サービス費用から構成される)保険サービスの業績と保険金融収益又は費用に分解しなければならない。保有する再保険契約から生じる収益又は費用は、発行された保険契約の費用又は収益と区分して表示しなければならない。

保険サービスの業績

企業は、発行した保険契約のグループから生じる収益を純損益に表示し、企業が発行する保険契約から生じる保険サービス費用(発生保険金とその他の保険サービス発生費用から構成される)を表示しなければならない。収益及び保険サービス費用は、投資要素を控除しなければならない。

保険金融収益及び費用

保険金融収益及び費用は、貨幣の時間価値による影響及び財務リスクに関連する仮定の変更による影響から生じる保険契約グループの帳簿価額の変動から構成されるが、一般的に、直接連動の有配当保険契約グループについてCSMを調整するような変動は含まれない。

企業は、保険金融収益又は費用のすべてを当期の純損益に含めるか、又は、純損益に表示される金額とその他の包括利益に表示される金額に分解するかどうか、会計方針として選択することができる。保険金融収益又は費用を分解する会計方針を選択した場合、その他の包括利益に表示される金額は各期間にわたり自然に巻戻しされ、残存するその他の包括利益の金額は一般モデル(VFAは異なる)に基づいて処理された契約グループの認識の中止により純損益に振替される。

保険契約は、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に基づき、貨幣性項目として取扱われる。保険契約がその他の包括利益に含まれる変動に関連しない場合、保険契約グループの帳簿価額の変動に係る為替差額は純損益に含まれる。

見解

財務業績の計算書は、とりわけ生命保険を引受ける保険者にとって、特に保険契約から生じる収益について、現在の表示と大きく異なる方法で保険契約の成果を表示することになる。収益は、単に保険料収入を反映するのではなく、残存カバーに係る負債の構成要素の計算における変動から生じるもので、投資要素は除かれる。保険料収入が保険収益と整合しない情報である場合、純損益に表すことはできなくなる。

開示

企業は、(a) 保険契約から生じる財務諸表で認識さ

れた金額、(b) 重要な判断及びこれらの判断についての変更、(c) 保険契約から生じるリスクの性質と程度、について定性的及び定量的な情報を開示しなければならない。また、経過措置に関連する広範な開示も要求される。

見解

本基準の開示の要求事項は広範囲に及ぶが、開示の目的を満たす要求事項かどうか、多くの要求事項の各項目をどの程度強調するのかについて、検討する必要がある。

財務諸表における保険契約に係る表示の変更によって、新たな主要業績評価指標(KPI)の開発が必要となる可能性がある。

発効日と経過措置

発効日

本基準は、2021年1月1日以降開始する事業年度より適用される。本基準の早期適用は、本基準の適用開始日以前にIFRS第9号及びIFRS第15号を適用する企業に認められる。

経過措置の要求事項として、適用開始日は本基準を企業が最初に適用する事業年度の開始日であり、移行日は本基準の適用開始日の直前事業年度の期首である。

見解

IASBは、IFRS第17号の導入に要する時間とコストを考慮して、強制適用日を2021年1月1日に設定した。それまでの時間に、企業は本基準による影響を検討できる。例えば以下のような事項がある。

- システム及びプロセスに必要な変更(例えば、保険契約をポートフォリオ及びグループに集約するため、新しい計算を実施するため、経過措置の要求事項を満たすため)
- 特に、会計方針の選択に関連して要求される判断
- 税務上の処理が財務諸表に基づく場合、税務上の影響の可能性
- 本基準による影響、例えば、主要な評価指標、債務の財務制限条項(コベナンツ)、経営者の報酬制度等
- 企業が要求される開示事項を作成するために、収集を必要とする追加情報

経過措置

企業は、実務上不可能である場合を除き、本基準を遡及的に適用しなければならない。この実務上不可能である場合、企業は修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチのいずれかを使用する選択肢が認められる。

修正遡及アプローチでは、企業は合理的で裏付け可能

な情報を使用し、完全遡及アプローチの適用に使用される情報を最大限利用することが要求される。しかし、過大なコストと労力をかけずに利用可能な情報を使用するのみで十分である。このアプローチにおいて、前期の修正再表示に対して実務的な情報源のみ使用している場合、事後的判断により入手された情報を使用することが認められる。

公正価値アプローチでは、企業は、移行日における保険契約グループの公正価値と移行日に測定された履行キャッシュ・フローとの差額をCSMとして算定する。このアプローチを使用する場合、移行時に保険契約を1年ごとのグループに集約する必要性はない。

本基準の適用開始日に、IFRS第9号を既に適用している企業は、本基準の範囲に含まれる契約と密接に関連した活動に関して保有する金融資産を遡及的に再指定し分

類変更することができる。企業は、IFRS第9号の比較情報を修正再表示しない場合、適用開始日における金融資産の従前の帳簿価額と適用開始日の金融資産の帳簿価額との差額を適用開始日の資本の期首残高に認識する。過去の期間を修正再表示する場合、IFRS第9号のすべての要求事項を反映しなければならない。

見解

提案された経過措置の要求事項は、このプロジェクトの後半で大幅に簡便化されたが、特に移行日より長い間過去に組成された契約の負債が残る保険者にとって、本基準における最も困難な課題の1つである。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準) <http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS室」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- **デロイト トーマツのIFRSサービス**

デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

- **IFRSとは**

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/IFRSをめぐる日本の動向/IFRS関連略称

- **解説記事**

IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター

- **セミナー**

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

- **出版物**

市販書籍/デロイトの出版物

お問い合わせ先 トーマツ IFRS室 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatu.co.jp